

研究ノート

宮内庁書陵部蔵『源氏類聚抄』(二) 帚木 翻刻・解題

¹赤澤 真理 ²伊永 陽子
³田村 隆 ⁴森田 直美

¹同志社女子大学・生活科学部・人間生活学科・助教(有期)(2016年3月退職)

²文化学園大学・文化ファッション研究機構・研究員

³東京大学・大学院総合文化研究科・准教授

⁴川村学園女子大学・文学部・日本文化学科・講師

Reprint of “Gengi Ruijusho 2 Hahaki-gi” in the Archives and Mausolea Department of the Imperial Household Agency

¹Mari Akazawa ²Yoko Korenaga
³Takashi Tamura ⁴Naomi Morita

¹Department of Human Life Studies, Faculty of Human Life and Science, Doshisha Women's College of Liberal Arts, Associate Professor (contract)

²BUNKA Fashion Research Institute, BUNKA GAKUEN University, Resercher

³Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo, Associate Professor

⁴Department of Literature, Faculty of Japanese Culture, Kawamura Gakuen Woman's University, Lecturer

〔要旨〕

前号に引き続き、江戸後期の有職故実家である松岡行義の著作、『源氏類聚抄』(宮内庁書陵部蔵本(函号))の翻刻を呈する。本書は、『源氏物語』に示された建築・調度・装束等に関する有職故実書である。松岡行義(一七九四―一八四八)による有職故実書は、平安期文献を重視する原点回帰の姿勢、絵画や図面等により対象を視覚化することに特徴がある。本書は、管見の限り、松岡行義による『源氏物語』の有職故実書のなかで、最も大部である。本書は、『源氏物語』の読解のみならず、平安期における生活文化への探求、一九世紀における有職故実学の諸相を知る上でも重要となろう。

〔キーワード〕

松岡行義 江戸後期 源氏物語 注釈 有職故実 裏松固禪

解題

本書は、松岡行義(一七九四―一八四八)により、『源氏物語』に示された建築・調度・装束等に着目し、古記録や物語の記述を渉猟し、絵画を添えて記した有職故実書である。一八世紀において、有職故実学が隆盛をむかえる中で、『源氏物語』等の平安文学を図説化した書物が登場する。例えば、『源氏装束図式文化考』(国文学研究資料館初雁文庫蔵)、『源語図式抄』(大阪府立中之島図書館蔵)等がある。両者は、享保二年(一七二七)年刊行『源氏男女装束抄』に触発され、著された。

本書を記した松岡行義(一七九四―一八四八)は、松岡辰方の長男で、和学講談所を設立し、幕府の保護の下、『群書類従』を編纂した塙保己一の学派に位置づけられる。高倉流公家故実、小笠原流武家故実に学んだ。多くの文献資料を渉猟したが、実技を重視し、絵画・遺品の調査、復原も試みた。著作には、有職故実を詳細に記した『後松日記』がある。

行義の源氏物語に関する著作には、『源語図抄』・『源語問答』(宮内庁書陵部蔵)があり、すでに翻刻を呈した。ここでは、『源氏類聚抄』(宮内庁書陵部蔵)の帚木卷(二)に着目する。空蟬卷(三)・若紫卷及び末摘花卷(四)については、稿を改めて掲載したい。

建築考証の視点からは、桐壺卷(一)における建築図面は、寛政度内裏復古造営に関与した裏松固禪『大内裏図考証』に依拠する。いっぽう、本論が対象とした帚木卷(二)は、紀伊守邸の「寝殿」について、裏松固禪『院宮及私第図』から、『定家卿京極第図』「裏松家所伝寝殿両中門」の図を引用している点の特筆される。特に「裏松家所伝寝殿両中門」の図は、後の『家屋雑考』(一八四二)に引用され、今日の寝殿造像の源泉となる図面である。²⁾ 行義は本図を『家屋雑考』よりも先駆的に引用した点に、史料収集能力の高さが示されている。行義自説では、「寝殿ノ制尊卑ニヨリ又人ノ心ニ随テカハレリ今悉コ、ニ載セス」とあり、ただ先行研究に依拠するのではなく、行義の慎重な態度が示されている。本書は、「寝殿」の歴史的用例を集めた資料であるとともに、一九世紀における考証学の水準を把握する上でも貴重である。松岡行義の著作と考証に対する姿勢については、赤澤(建築史)・伊永(服飾史)・田村(国文学)・森田(国文学)の立場から論考をまとめる予定である。すでに報告した成果について、別途参照いただきたい。³⁾

凡例

- ・ 本翻刻は、宮内庁書陵部蔵(函号)『源氏類聚抄(二)帚木』(函号二〇六 七七七)を底本とする。
- ・ 翻刻にあたって、旧漢字は新漢字に改め、異体は通行字体に統一した。
- ・ 清濁・仮名遣いが不統一である場合も、底本のまま示す。
- ・ 傍記等についても底本のまま示す。

・ 頭注は、該当する箇所直後に〈頭〉の印をつけて記した。
・ 図が挿入されている箇所は、《図一》などと、《》で括って表記する。

・ 本文中に、欠損を示す箇所がある。この箇所は、□として記す。

翻刻

・ 帚木之卷

源氏物語 二

丹治行義

「一才
「一ウ
「二才
「二ウ

源氏物語

・ 帚木

御厨子

殿上

紐

直衣

衣

額髪

絵所

壁

門近き廊の簀子たつもの

簾

几帳

脇息

寝殿

小柴垣

格子

障子

燈籠

下屋

長押

懸金

唐櫃

衣衣表

簀子

高欄

簀子

伏屋

「三才

源氏物語

丹治行義撰

簾木之卷

つれ／＼とふりくらししてしめやかなるよひの
雨に殿上にもおさ／＼人すくなくに御とのる所
例よりはのとやかなるに

殿上

類聚国史云弘仁元年三月十日始置殿上侍臣
西宮記臨時 云殿上侍座有四間東一間壁下

立御椅子南面三間立王御台盤尺四 四間立侍臣

台盤二尺 西北小戸下日記韓櫃其東方立日給

簡御物忌節会不封尋常時未後入後
侍立也 親王大臣

参着日着小台盤大納言可着西台盤中間中納

言以下可着侍臣台盤大納言以下非参議可着

長台盤親王可着座其外内外隨便親王或外座但

至于他所座親王必尚可着輿出納每夜以御倚

子覆懸小板敷北端上竿藏人取之覆之御物忌

間不取覆冬時内藏寮南面懸紫絹幕同寮夏冬

朔日改座

禁秘御鈔云殿上六間 略 椅子覆出納旦暮奉仕

懸棹奉杖百五 和琴儀北 台盤三脚大切台盤 火櫃

四月朔之 圍碁彈碁盤在台盤下近冬不置
之上古尋常

之置 簡有袋朱辛櫃横敷座前有硯木工登進之白
地繪ニテ磨尾

硯 春冬有垂幕夕陽之時下鈎部横敷押角柱付

蘇芳綱付鈴召小舎人之時藏人引是自二條院

御時事也始用馬寮指繩近代為例神仙門東三

間西三間也小板敷西有棹間小庭時簡膳棚燈

「三ウ

楼

「四オ

「五オ

「四ウ

禁腋秘鈔云殿上ハ御殿の孫ひさしをのそきて
にしへ四間のとをりにはしをは六間にわりては
しらをたてたり上の戸の妻戸うちへひらくそはに
小部あり一のまのたつみにそへて御椅子をたつ
この御いしはむかしのまゝにて今まであり関白
御いしのそはにちやくさする也其前のえむは
小板敷といふむらさきへりのたゝみをしく職事
このところにさむらふ頭候ふおりは五位はうる
はしくはあすくつはきなからかたひさをのほ
せたりこの座につくさほのまをしつする人も
あり小板敷のうへ三間に柱を立て面の間の中に
又ちいさきはしらをたて、よこさまに木を後
してさほのまといひて御いしのおほひをとりて
かくるなりおほひはすほうきぬをねりたる
さしむしろを處みちておくはしはた、みを
しくおくはしをの／＼一帖両めむなりすゑ
よこさまに又あかべりしく中にたいはんをたつ
かしらのかたは切たいはんつき八尺二脚なり
其末に火ひつ二ツをく夏は火ひつをとりていき
たんきのはんを垂おくのたゝみのおく末の方に
ふたをたつ殿上人の名を三たんにしるしたり
上は四位中は五位下は非藏人なり名の下に
紙ををして上日をつくはなち紙といふ夜は
ふくろに入ひるはふくろをたゝみてふたのしたに
をく其次に日記のからひつをたつ其はしらに
はいせむの處をかきて押たり四處にをる末に
わき戸あり下の戸といふそはのうへを小うへといふ

ついな殿上人このうへにをすなり末のはしらより校書殿のうしろにつなをはりて鈴をかく鈴の綱といひてくら人小とねりをめす詳ならず小かへの戸に南へむきたるわきと女官の戸といふ女房是より小庭をとる道なり其前にうつほはしらありそのそはに釣部あり夏は是をあく冬はおろす日をふせく也えむはなくて沓ぬきありこゝにて沓をぬきてのほる小坂敷くつ脱の間の門を神仙門といふ此門の外に出納小舎人さむらふなり小坂敷の前を小庭といふこゝはくら人つはきはきなどする事なり東にむきたる戸を無名門といふもろくのそう公卿のよろこひ申などこの門の戸にて申也

「五ウ

むまのときより殿上人まいたりつとゐて淵酔はしまる

《図二》

《図二》

《図二》

《図二》

ふみとも見給ふにちかきみつしなるいろくの紙なる文とも引出て

御厨子

和名類聚鈔云厨子

辨名立成云豎櫃豎立也臣廣反也

之重厨子別名也

清冷鈔天皇奉賀上皇御等云其東西磬折南行

立御厨子各五基五基五基納夏冬御衣五基納雜箱各五十五

江家次第讓位云次被渡殿上御物等藏人加監

臨令立於殿上口出納受取之日記御厨子二脚

同御厨子二脚

三中口傳云置物御厨子物具置様事 笛箱 琴

和琴 琵琶下三人・琴 和琴上三人・笛箱上三人・琵琶 置物

厨子第一層笛箱 琵琶 第二層箏 第三層

和琴

うつほ物語藤原君云しんでんにてうと立たり

まさゑのつしおなひして立たり

栄花物語初花云上達部みすのきはに給へり

しろきみつし一よろひまいたりすえたりきしき

いとさまことにかめし

狭衣物語二上云よろしきかみやさふらふふての

おろし給はらんと申玉へはみつしあけさせ給ひて

「七ウ
「八ウ
「九ウ

「九ウ

「七オ

按二殿上ハ清涼殿南庇公卿侍臣ノ候スル所也

又侍所殿上侍上ノ侍ト云

承安五節絵

とらの日は殿上の淵酔也

なをしにいたあこめ

からの浅みとりよのつねならぬを硯にくして
給はず

雅亮装束抄云其た、み二枚か中に略ちいさき

つしひとよろひを立たり其ひんかしのつしの上の

こしにかうこのはこ二かうしたのこしにくすりの筥

二かうををくこようのはこ四かう同じさまにいり角

なるはこなり略にしの上のこしにさうしの

はこ二かう織たてありさうしあり二かうながら

きり角のはこなりしものこしにくしのはこ二かう

略つしをたつへきよう帳のきはをすかしてもや

のはしのほどをすかしてこの二帖しきたるた、みの

しきあはせの中につしふたつ中をあて、その

上の手はこも略

類聚雜要鈔云二階厨子一雙甲乙相同之

料木 檜五寸

木道 二寸半板三丈三
尺段一尺四寸定
草功三百各
百五十葉

蒔金百廿八両三分 一各六十四
一分二四來兩

漆五斗六合

磨料二千疋裏 十疋

金物料千八百廿二疋

甲厨子二納ル

櫛手拭一帖 枕筥 在枕二
厨筥

薄様五帖 紅紫白蘇
芳練白蘇

唐紙五帖 檀紙五帖

乙厨子二納ル

厨子筥一合 斗在筥

薄様五帖 柳卯花重銀
麦紅紫重

上紙五帖

《図三》

乙厨子上層造紙筥二合下層葉筥二合也

又云東三條二棟指図

《図四》

按御厨子八座ノ傍ニ置テ手近キ調度ヲ置キ又

厨子ノ中ニ草子紙等ヲ納ル也清涼殿ニ八日記ノ

御厨子鷹絵御厨子置物御厨子アリ日記ノ

御厨子ハ二代略御記ヲ入ル置物御厨子ハ其象

鈴鹿筥筥小水竜太拍子等ヲ置カル又御厨

子製一様ニ非ス此條ニ見ユル御厨子ハ雜要抄ノ

二階御厨子ナルヘシ置物ノ御厨子ハ扉ナキ三層ノ

厨子也 厨子と御厨子、か
分別あるべし 又和名抄ニ見ユルハとびら

付タル層斗ニテ上ニ棚ナキナルベシ今世仏像ヲ

安置ナルスル堅櫃ヲ厨子ト称スコ、ニ叶ヘリ凡コノ

草子ノ中厨子ノ名所々ニ見ユ其製カハル事アル

ベシ考ヲ見ルヘキモノ坎又御膳ヲ置御厨子ハ

此条ニ論セス

白き御衣ともなよ、かなるになをしはかりをしと

けなくきなし給ひてひもなともうちすて、そひ

ふし給へる御ほかけいとめてたくおんなにて見奉

らまほし

枕草子 云ひるつかた大納言殿さくらのををし

のすこしなよらなるにこきむらさきのさし

ぬきしろき御衣ともうへにこきあやのいとあさやか

なるをいたしてまいり給へり

按白衣ニ直衣ヲ着ス尋常ノ事也紐なとも
うちすて、と云ハ紐ハ首上ノ紐也此紐モカケ

一一一オ

一一〇ウ

一一〇オ

一一一ウ

一一二オ

玉ハテシトケナキ体ノ艶ナル成ヘシ又紐斗サシ
テナト云モ此コハゼヲ掛ケシ事ト心得ベシ
直衣

倭名類聚鈔云欄衫楊氏漢語鈔云

唐志云馬周三代布衣因於其下着欄衫

乃裾名欄衫以為上士之服今拳子所着欄衫之始也

始也

西宮記臨時六云直衣王卿以下及被聽雜袍者

衣之殿上人旧例以直衣為束帶袍近代不用之

上臈者直衣下着下襲隨便不着烏帽子之間着

直衣家中之事也不私事者不得出行式部家

開着更衣之後殿上人頭未服新直衣之前以旧

時袍若直衣為宿衣

山槐記治承三年四月十二日云中宮被奉仁和

寺若宮云々御直衣物二陪織物御奴袴文鳥襪

二陪織物文白伏蝶丸綾白括

飾鈔云直衣聽禁色之人夏大文薄物冬浮線綾

不然之人夏穀冬志々羅綾宿老之人裏白壯年

薄色裏

衣

延喜彈正式云凡諸禁色者惣雖下衣不得服用

西宮記臨時六云下衣白紅帝后取服自余上下

通用老少隨世用之

飭鈔云衣物單自十月至三月晦尋常三領練單

衣非老若單衣但三月末二月頗及暑氣者衣一領練

也生單衣平絹以之穿一重又無難二領三領之染衣シタニ

不重白衣時不用白單衣一重生單衣染色二カ

サヌル事無憚尋常定事也自四月一日一春夏モ
後ハ必用之ナリ至五月十日不重衣用

一重衣壯年之人若鷄冠木薄色宿老白衣但老

者白衣ヲ帷二カサ又自三月末自五月十

余日如四月下至八月十四日平絹生單衣

保延以往雖裏老之將輩更不着帷近代皆着如之

自放生會頃至九月九日綾生衣一領平絹也至

九月晦着之無難其色女郎花朽葉蘇芳色薄

青黃青裏等也 故院御時成菩提院御念仏結

願八月上旬之時壯年人皆着生衣晴猶可着也

自九月九日至十五日又如四月張衣一重着之

生練任意也自十月一日張衣三領見上非極寒

者一重衣生單無難非壯年人雖八月中着白張

衣無難又雖壯年晴日着色々衣常事也近代三

領衣五節壯年之外不着之歟或人衣抄云文治

三年新日吉小五月會中將忠經少將家経着生

衣參夏初生衣自是始其後通宗又着之通具又

着之歟其後偏滿古老不知此事新儀也養和九

年八月梶井宮受戒供養殿上人多着張衣少々

着生衣 治承三年秋左中將泰通朝臣三年左

少將通資朝臣八年共直衣着白張衣少年所雅

資実教等卅余猶着生衣其頃人老少皆ヲトナ

シキ裝束着用仍下官自年十八着薄色奴袴近

年之人不然或人曰蹴鞠之人着若年之裝束云々

中御門内府家能說曰男裝束無生衣不可然云々

院歴覽鳥羽東山之日浮文指貫着女郎花生衣

烏帽子風口カウカイヲ指テ居鷄供奉之由物

語之次聞之寛治之頃猶有男生衣歟 仁安三

「二三才
「二三ウ

「一四ウ

「一二ウ

「一四才

四廿六殿記云大夫殿教命曰自五月可着単斗予申云因幡少将隆房歟近日着生衣被仰曰令着也云々或人又着張衣常事也同二九廿二同御

記云殿仰曰九月十三日以後可着練衣不可着涼

衣八月十五日以後可着生衣九月練衣一重畢生 十月二重練單 保元三八廿五日院号後始御

幸殿上人衣冠多着生衣或單平絹 保延四二

三字治亟相春日詣復紅打出衣三單衣白単衣

雅亮装束抄云きぬは六ぬはにほひももうすやうも

ふたつみつきるつねのことなり殿上人又きたにお

よはすちけの五ぬもことにあるにはしろきぬこか

うゑにくれなぬむらさきうす色もかさねて三つも

きるへしきぬうへはうすく下さまにくくにほひてあ

をきひとへ此間いろくのみぬめりさのみほらしつしるきぬはおとなしき人生の

ひとへかさねても練単にてもいつもよし

按に衣は下衣也古は色の小袖はなしはだにひ

とへをきて其上にきぬを着る色はわた

をいれしかも数多くきる也なをしは此上に袍をきる

朝服なれば下重半臂をきるなり

あたara御身をなといふにみつからひたいかみを

かきをくりてあへなく心ほそければうちひそみぬ

額髪

枕草子卷十一云ひたいかみ長やかにおもやうよき

人のくらしきほとに文をえて

狭衣物語卷四下云みくしは行末もしらすつや

つやとた、なはりゆきてひたいかみのすこしかへりたる

わけめかむさしなと中くいとかうこまかには

「一六ウ

「一五オ

またゑところ上手おほかれとすみ書にゑらはれ てつきくににさらにをとりまさるけちめふとしも見え わかれす

絵所

三代実録仁和二年九月十二日云為發遣奉伊

勢大神宮幣使欲御大極殿乘車未出有人奏聞

画所犬死於是太政大臣及諸公卿議云画所者

在宮門左右衛門陣之内若当行神事諸司有穢

立札於衛門告知事由不聽出入為潔禁中也依

此論之可謂禁中穢也仍不臨御

西宮記臨時五卷云画所在式乾門内東腋御画

所此有別当藏人五位預墨及内堅熟食本内匠寮々

雜上也

北山抄大掌会云行事弁已下監臨画所細工所

北山等事度々有此事

栄花物語月宴云康保三年八月十五夜月の宴を

させ給はむとて清涼殿の御前にみなかたわかちて

前さいうへさせたまふ左の頭には絵所の別当藏人

少将濟時とあるは小一条の師尹のおと、の御子いまの

宣耀殿の女御の御せうとなり

さりともこよひ日ころのうしろみとけなんと

おもひたまへしに

壁

倭名類聚鈔云壁附障野王案壁音加障室之屏蔽

也四声字苑云名比未壁孔也

江家次第卯杖云次大舍人進御杖六十束内侍

所女官伝取入自仙華門経長橋南廊小板敷内

侍取之立夜御殿南戸内面東西壁下

「一七ウ

「一七オ

「一七ウ

大和物語云亭子院の御門いまはおりぬたまひ
なんとするころこきてんのかへに伊勢の子か書

つける 別るれとあひもおもはぬも、
敷を見さらむ事のなにかかなしき

後撰和歌集恋一云源のおほきか通ひけるをの
ちくはまからす成にければ隣のかへのあなよりおほき」一八才
をはつかに見てつかはしける 駿河まどろまぬかへ
にも人を見つる哉まさしかくなん春夜の夢

画子草子絵

《図五》

このおとこいたくす、ろきて門ちかきらうのすの
こたつものにしりをかけて

按門近き廊といふは中門の廊のこわき外様の
らうなるへしすのこたつものと云は沓ぬきの
事なり

春日験記

中門廊并沓脱之図

女のものやはらかにかきならしてすのうちより
聞えたるも今めきたるもの、こゑなればきよく
すめる月におりつきなからす

簾

倭名類聚鈔云簾野王曰簾須兼和名編竹帳也

うちとけ玉へれば御きてうへたて、おはし
まして御ものかたり聞へ給ふをあつきにとにがみた
まへは人々わらふあなかまとてけふそくにより
おはす

「二〇オ
「二〇ウ

几帳

倭名類聚鈔云帳附几帳積名云帳附几帳張也
施張於床上也小帳曰云屏云斗帳形加覆斗也

今按帳属有几帳之名所出未詳

西宮記臨時十歌合云其儀西庇皆懸御簾之間

立御倚子所也大盤南方立御几帳御置物机脚在

江家次第元日御葉云采女伝取之自第三間御

几帳上付女藏人伝陪膳

三口中伝云屏風几帳事弘間几帳ハ二本ヲ重

テ立之立上「二二オ

枕草子卷一云かれはみたるもの、こゑにてさふら

はんにはいか、とあまたたひいふこゑにおとろきて

見ればきちやうのうしろにたてたるとうたいの

ひかりもあらはなり

栄花物語初花云御てうのひかしのかたの御まし

のきはに北より南のはしまてひまもなふ御き

てうをたてわたして

又音楽云御かたくくの女房達のさふらふみすきは

のほと見渡せは略くちは女郎花きつかう萩など

のおりものいとゆふなとのすそこの御きてうむら

このひもともしてさまく、心はへある絵をてい

してか、せたまへり

宇津保物語嵯峨院云うなる四人御きてうさし

たりかたくみな物まいりたり

狭衣物語卷二云なをもあらてしやしりと

をりてあまたたてかさねられたる御きてうに

つたひつ、かへしろの中に入たちて

「二二ウ

又卷三下云御前の庭火おとろくしうてひる
よりもさやかなり御きてうのかたひらともきくの
ふたへおりものいろくうつろひたる枝さしも
まことにさけるまかきと見えたり

雅亮装束抄云畳のひんかし南のすみに三尺
のくるぬりの手のきてうをもてつねのかうけ
ちなるをうしとらさまにすちかへそたつ
へし

禁腋秘抄云清涼殿に略四尺のきてう三本三

方の中のあけたる下にたつうしろは三尺のき
てうなり御てうのかたひらをたれたるかゆへにきてう
御帳のうしとらのかたすちかへてたつ

延喜式齋宮云初齋院装束略白木斗帳一具略

几帳六基四尺二基三尺二基五尺屏風四帖

類聚雜要抄云

三尺几帳一本 弘四幅一帖料紙七丈一尺四寸
裏粉張二丈一尺四寸

帷長五尺三寸五分 帷几帳四尺定但長五尺三寸五分

紐長帷定弘四幅一説五幅二之ヲ
幅ヲ細ク裁ク之ヲ

但臨時美麗ニ調時者ニ陪織物

又布錦綾象眼等隨季被用之於色ハ有時好

紐村濃又ニ陪織物帷用之赤色唐織物紐平

絹定但如此物等隨夏冬用之 弘四幅又紐

破ニシテ五幅ニスル説アリ如此之臨時色々

帷ハ隨時好也長弘如前又柏几帳ト謂者

長三尺六寸紐長帷同定幅之如中付但四

幅常事又手長ハ三尺几帳ヲ用也

《図六》

枕几帳二本

帷長一尺六寸五分
弘一尺七寸
面蘇芳ニ陪織物
美蘇芳打綾
高一尺六寸五分内土居等二寸
手長一尺八寸手経五分余

「二三才

四尺几帳帷長六尺紐長帷定一帖料一疋註

裏紐長三尺

四尺几帳裏

四尺八自土居上定

《図八》

徑七分

長六尺

木造料十五疋塗料五疋 手長八尺

又七尺五寸口経八分又八分半半茎径手長サテ定高

從土居四尺土居長一尺二寸弘八寸又七寸三分

厚四寸五分又四寸三分八寸本一丈土居八料

檜樽二寸手八料一寸茎八料

高土居ヨリ上三尺 弘六寸二分
厚二寸五分

三尺几帳木造料十疋

四尺几帳八本

帷夏白生平絹以白泥野筋秋草等書之

又次様檜ニ胡料用之凡裏白粉張也

紐冬濃打物又黒打夏者生平絹黒染也

冬面纈纈三丈裏三丈紐四丈五尺黒染

土居高

長一尺二寸弘八寸

厚四寸五分面弘八寸

凡五幅長六尺幅別ニ如中紐付之又臨時美麗ニ調ル

時者自唐綾ニ纈纈ノ文ヲ以紫糸纈又以金精書之

夏唐生物以金精図絵紐赤色織物時纈生隨也

「二四才

「二五才

《図十》
洛東清水寺什物
御水尾院御几帳之図

《図十一》
《図十二》

脇息

倭名類聚鈔云几附脇息西京雜記漢制天子玉几

公候以竹木為几几履及和名於之萬部被今被几履有脇息之名出所未詳

清冷鈔天皇奉賀上皇御筭云母屋東第三間立

太上皇大床子三脚點立御脇息又置唾壺打乱御

匣等

雲図鈔最勝講條云御脇息其上置御香炉

狭衣物語卷三下云御きてうおしやりてさうしよりす

こしのそきてけうそくにをしかりて小倉の山も

残りなき月の光を詠やりて行はせ給御姿かたつきなと

雅亮装束抄云其東にまき糸のけうそくをた、

みのへりにそへて西東さまに置へし

又云其けうそくのうへに二かゝの上なる火取をとり

てたきものを入れてをくへし

類聚雜要鈔云

脇息用字如名

《図十三》

春日驗記脇息之図

《図十四》

鳴門少将脇息之図

《図十五》

按此脇息甚不古体

しんでんのひかしおもてはらひあけさせてかりそめの御しつ

「二五ウ

らひしたり水のこゝろはへなとさるかたにおかしく
しなしたり中たつしはかきして前ざいなとこ
ころとめてうへたり風す、しくそこはかとなき虫の
こゑく聞えほたるしけく飛まかひてほと也ひと
人わたとのより出たる泉にのそきて酒のみ

「二六オ

寝殿

倭名類聚鈔云寝殿 四声云寝七稔反和名方

言腰云乃與与寝室也

続日本紀天平十九年四月庚申云太上天皇崩

於寝殿春秋六十有九

清冷鈔天皇奉賀上皇御筭云日進從東台着御寝

殿

西宮記臨時八云天慶元年六月廿三日吏部記

云是日除目云以実頼卿為右近大將是夕詣彼

饗取寝殿南廂鋪席母屋施簾々前南面施屏風

又臨時十源氏元服云同会寝殿母屋当戸西向

設加冠座用土敷二

江家次第大臣家大饗云藏人給祿下庭再拜退

點若於寝殿給者下自掖階再拜

又石清水御幸儀云当日早旦装束寝殿其儀如

試樂日

宇津保物語としかけ云人もなきなめりとおもひて

よろつの往還の人はやと、もこほちとりつればた、

しんでんひとつのみすのこもなく有ほともなく

の、やうに成ぬれば

榮花物語駒くらへ巻云此との其にもをとらぬ様

なり例の人の家つくりにもたかひたりしんでんの

北南西東などにはみな池あり中嶋に釣殿たて

「二八ウ

「二七ウ

「二八オ

「二七オ

「二九オ

「二九ウ

させ給へり東の対をやかて馬はのおと、にさせ給ひて

狭衣物語卷四云きんのごゑするかたにたつねより給へりしむてんの南面のはしかくしの間

雅亮装束抄云まつしんでんのひさしにみすをかけまはすはれのかたをうはかへにすゑにもやのみすをかくもやはしん殿によりて四けんもしは五けんむにてもあるなり七けん四面のしん殿ならはもや五けんいみすを

かけてうちにかへしろを引まはすへしもやのみすをあけん事はれいのきてふをもやにたて、其手のうへにつゝ、かせてあくる事もありそれ前下にさかりたらは其手のうへにこふしをにきりあてて二こふし斗すかしてあくへしみすのこの

つきやうは常のことしかへしろは其みすのたかさにつけて四方をまはすへしかへしろのおもては簾のかたにあてゝ、かくへしこはしのいたをいれて先南より一方つくあけてよつのすみをはとちあはせてみすのやうにまきあけてうちそとの紐をもてあけたるしたに一むすひしてのちとりあはせて

すそよいかみさまに七八寸はかりにをりかさねて其一むすひのしたにすそを下うらにしてすこしはさむへし紐ことにこのさためなり

類聚雜要鈔云母屋大饗
永仁四年正月廿三日

内大臣殿母屋大饗寢殿指図
東三條殿

《図十六》
《図十七》

《図十八》
《図十九》

《図二十》
《図二十一》

《図二十二》
《図二十三》

《図二十四》
《図二十五》

《図二十六》
《図二十七》

《図十六》

又云室礼指図

《図十七》

《図十七》

《図十七》

定家卿京極第図

《図十八》

《図十八》

所明月記二種ヲ表松入道殿藏一図ニ入道也

「三三ウ

寢殿三舎当有簀子唯本文石橋

簀子則難成結構故今図之

行義曰寢殿東持仏堂アリ略之

同中門

「三四オ

裏松家所伝寢殿図

《図十九》

《図十九》

一図如此

西亦同

「三五オ

寢殿ノ制尊卑ニヨリ又人ノ心ニ随テカハレリ

今悉コ、ニ載セス

小柴垣

藤原清正集云 人の家の前なる小しはかきに

いと白う卯の花さきかりたり月夜に

《図二十》

《図二十一》

かうしはあけたりけれとかみ心なしとむつかりて

おろしつれば火ともしたるすきかけさうしの

かみよりもれたるにやをらより給ひてみゆやおほせとひまもなければしはしき、給ふ

「三六ウ

「三六オ

「三五ウ

「三五オ

「三二ウ

「三二オ

格子

北山抄内宴云藏人所雜色參入上格子装束之
後其夜宿侍事

江家次第解齋云有行幸時書御座格子皆上之

平明還御仍令
夜下格子也

政事要略朔旦冬至日装束記文曰当日早朝女

官楊御隅子男官自日華門

禁秘御抄云南格子常下上額間但又皆上常

也此子細不審事也推之只夜下昼上坎御拜之

時上額間与東第一間也

侍中群要云上格子事新藏人出從殿上東戸押

南第二間先達藏人入自鬼間放二間乃格子次

之上之撒灯籠預主殿女孺孺置長橋下略說上之

後第三五間乃鈎金有羅遠女爪略

枕草子卷二云 人の格子おなしこと夜かかく出る人の略かう

しあけつま戸あるところはやかでもるともにいて

ゆき

大和物語云大臣おとろき給ていつくにもものし給へる

たよりにかあらむなと、聞え給てみこうしあけさはくに

みふの忠みね御ともにあり

宇津保物語としかけ云人も見えすた、す、き

のみいとおもしろくまねくすみなう見ゆれば

なをちかくより玉ふひむかしのおもてのこう

しひとまあけて琴をみそかにひく人あり

狭衣物語卷云聞人なければなほあかねに

もしねざめたる人やあると心見にちかくより

て聞き給へは音すりなくてかうしのもとと風

に吹ならさる、はこゝろときめさせらるゝ

「三七ウ

「三七オ

金槐抄云三月書 あさきよめ格子なあけそ

行春を我ねやのうちにしはしと、めん

雅亮装束抄このきやうたいのか、みをこの定に

かけてからくしけか、みにはこをみなみへ押

やりて二かいのきはたにたつるぎあるへしうち

かうしなどのさはらんころはせなり

格子に内かうし外かうしの二あり内かうしといふは

鈎かね内にありて内へあくる也本にかうしてづ

から上給ひてとあるも内かうしなるへし外かう

しといふ外へ上る也又かうしは上より下まで

一まい也二枚にきりたるも古よりあるへし

《図二十一》

《図二十三》

障子

類聚倭名鈔云障子漢語鈔云障子障風也

日本紀略云長七年九月 日云例令少内記小野

道風書紫宸殿賢臣障子先年道風也帝給御衣

西宮記句云延喜十一年十二月十六日御南殿

此日障子為修治撒却仍屏風供奉装束

枕草子卷一云東のたいにしひさし北かけてある北の

さうしにハかけかねもなかりけれハ

障子ハ世俗唐紙或フスマナト称スルモノ也コノ

障子ニ布障子明障子鳥居障子寄障子押障子

等ノ名アリ其属ニ衝立障子通障子ノ品有考テ

見ルヘシ又此条諸抄多障子ノ紙ヨリ火カケモリタルト

注ス可疑表裏ヨリ数多張重タル紙ヨリ火カケモルヘキ

様ナシ杜撰ナル事明也

鳴門少将障子之図

「三九ウ

「三九オ

「三八ウ

「三八オ

《図二十四》

かみ出きてとうろかけそへ火あかくかかげなとして
御くたものはかり参れり
燈籠

倭名類聚鈔云燈籠内典云燈籠見唐式今核唐式云燈

籠見開元式本朝式云燈籠見唐式今核

延喜主殿寮式云燈樓料紗二疋二丈四尺各核

二疋延喜油瓶二口燈蓋二十口

又云燈籠九具盤形燈台三基並隨損請替

江家次第御薬云當第二間北柱南辺東西行敷

之為命婦藏人座返昼御座孫廂灯樓網

侍中群要云上格子事略先達藏人入自鬼間放

二間乃格子次第上之撤燈樓預主殿女孺孺燈

本説置長橋下田説云島野童取天童仁壽殿中
台下朝置天童授女巨云々運參奉供能灯籠符中

役上之後第二五間乃釣金仁有網反須

狭衣物語一上云日もれ入て御前のところの

火ともひるのやうなる火かけにかたちはいと、ひか

りまさりてはしらによりゐて

雅亮装束抄云御前のうしとらのすみにあたり

てもやのおくにて見いれのふちにくりかたをう

ちてとうろをかくへし

又云ひさしのきのとうろのつなひるハかへすへし

すそのわなをかみへひきかへしてむすひめより

かみにはさむへきなり

燈籠ハ鉄ニテ铸テ紗ニテハリフサキひさしの

軒ニ緋ノ絹ヲタ、ミテツルナリ今モ御殿已下

所々ニアリ

「四〇オ

「四〇ウ

鳴門少将燈樓之図

《図二十五》

いつかたにそみなしもやにをろしはりぬるをえや
まかりなりあへさらんと聞ゆ

下屋

宇津保物語藤原君云こ、ハ大将殿宮すみ給ふ

おと、まち心ひろくせんさいうへ木おもしろくおと、

らうにもたかりさうしまち下屋ともみなひはた

なり

中将さのみハいつくにそ人け遠きこ、ちしてものを

そろしきといふなれハなけしのしもに人、ふしていら

へすなり

長押

倭名類聚鈔云長押本朝式云長押和名奈之
見功程長等

三申口伝云長押上下座諸道者之外長押上下

不可有之但殿上人參上時上下可随人々不及

兼存知只可随亭主命大臣家雖進其前不安座

帖上事有之云々必不可然歟

枕草子 云藤の御前の御きちやうをしやり

てなけしのもとにてさせ給へるを

十訓抄卷一云御堂入道東三条の御所をつくり

給ふとき有国奉行しける西の透廊南へ長くさし

出たる中のほと一間上長押を打さりけり殿下

御らんしてなとうたぬそ下も土二てよはきにと仰せ

られければ何となきやうに申なして止二けり然るあ

いた上東門院立后の後はしめて入内の時この

うは長押あらは煩あるへき所に御こしやすら

「四二オ

「四二ウ

「四一オ

「四一ウ

「四三オ

かに出させ給ふ間有国砌にさふらひけるか少しこはつ
ろひしたりければ殿下御らんしければ指をさして上
長押を見やりけりいかにも其義あるへしとそんして
御輿の寸法をはからひて上長押を打さりけり
春日験記

《図二十一》

みなしつまりたるけはひなれハかけかねを心みにひき
あけ給へれはあなたよりハさ、さりけり

懸金

枕草子卷一云東のたいにしひさしかけてあるき
たのさうしにハかけかねもなかりけり

火ハほのくらきに見たへハからひつたものともを置
たれバみたりがはしき中をわけ入給ひ

唐櫃

延喜縫殿寮式云帷七条御衣并御衣料帛

三疋三丈八尺

江家次第御葉云同日典葉寮進御葉御葉高机

近例納於辛櫃一合即籠於御生氣方

なまわつらはしけれとうへなるきぬと押やるまで

もとめつる人とおもへり

衣衣

栄花物語わかには云女房のなりともハ柳さくら
山吹紅梅もへきのいつ色をとりかはしつ、ひとり
三色つ、をさせさせ給へる也扈ひとりハ一色をいつ、
みいろきたる十五つ、あるは六つ、七つ、多くき
たるハ廿にてそ有ける此色々をきかはしつ、なみ

「四三ウ

「四四オ

ゐたる也

又云御堂会の御かたの女房のなりともなどそ世に
めつらかなる事ともに侍りしかとそれハ夏なれば
ことかきり有てすちなかりけりなてう人のきぬか
甘きたるやうさふらふ更にいとけしからすおは
します略女房のきぬにより御かんたう侍らん

「四六オ

すらんとし給ふこそいとくるしふさふらふ略大宮
中宮ハ女房のなり六つにすぐさせ給はねハいとよし
この御まへなんいとうたておはします略ありし
事共を聞えさせ給へハいみしうはらた、せ給ひて
あさましうめつらかなる事共なりやきぬハ七つ
やつをたに安からぬ事とハおもへハ中宮大宮な
どには申しらせていみしき折ふしにもた、六と
さため申たるをあやまたせ給はぬに

雅亮装束抄云先もつかひのさうそくの寸ほう

きぬの長五尺五寸そて口二尺一寸クチうちきぬハ

きぬのたけより六七寸斗みちかくすへし

みなみのかうらんにしはしうちなかめ給ふにし

おもてのかうしそ、きあけて人くのそくへかめり

すの子の中のほとに立たる小さうのかみよりほの

かにみへ玉へる

高欄

清冷抄天皇奉賀上皇御筭云設皇太子座其東

南高欄下並南殿簀子敷

和名類聚鈔云軒檻漢書注云上板也檻音檻漢文

御説於殿上欄也唐韻云欄音欄階階陸木也

北山抄花宴云於女房侍命九月尽密宴撤中渡

北山抄花宴云於女房侍命九月尽密宴撤中渡

「四六ウ

殿隔花燭於菊花間及欄頭右權中將略伊衡於
欄西南唱殿上見參

西宮記相撲云或漆長押曳仁寿殿飛檐端懸御
簾下西覆

長秋記大治四年六月十九日云臨時仁王會
在座諸卿皆取裾懸欄唯内大臣及下官不懸南
殿欄不懸裾見故右府御日記略南檻不懸裾之

由示雅定卿右武衛聞此員今度件兩卿不懸裾
世俗淺深秘鈔云公卿居簀子座時懸裾於欄而
如朝覲行幸大臣仰舞人賞復座其以後不懸裾
者也是故実也

宇津保物語さかのぬん云み給てものも給はず
うちなけきたち給ぬかうらんにをしかゝりてなかめ
おはしまして

枕草子卷三云藏人のいと高くふみこほめかしてうし
とらの角のかうらんにたかひさまつきとかやいふぬすまゐ
に御前の方にむきて

栄花もとの雲云あみた堂の南のらうにおろさせ
給上達部ハ東のすのこに高欄ニうしろをあけつゝなみ
るさせ給へり

簀子
延喜木工寮式云椀檐略簀子三十五枚各長二寸四

西宮記 云進立於南簀子敷

北山鈔元日宴會云陰陽寮奏御曆奏禮無勅答聞
司共進昇案登自南階立南簀子西第三間

清涼鈔欄見高
倭名類聚鈔云簀子附板敷蔣魴功韻云簀音賣功程

「四六ウ

好床上籍竹名也

長秋記大治四年正月元日云天皇元服略入南
殿北面腋戸号北簀子敷依撰政気色參御簾中

栄花物語初花云八月廿余日のはとより上達部
殿上人さるへきハみなとのぬかちにてはしのうへの
臺のすの子わた殿なとにうたゝねをしつゝあかす

承安五節絵清涼殿東簀子

《図二十七》

数ならぬふせ屋にをふる名のうさにあるにもあらで
きゆるは、き、

伏屋

狭衣物語一上云その原に人もこそきけは、き、の
なとかふせやに生そめにけん

又云いかにしてもありつるものにみへしとおもひつる
まゝにかゝるふせやの下をさへをしへ奉りつるもいかに
おほすらん

新古今集云平定文家歌合に 坂上是則

その原やふせやにをふるは、木、の有とハみえてあはぬ
関かな

夫木抄云よちすからあはれとそおもふその原やふせ屋二生ふるその原やひとり
ふせやの大和なてしこ

源重之集云その原や伏屋にとつるかけはしも
たれ故二かハわれハわたらし

〔付記〕本史料の掲載は、宮内庁書陵部より許可を得ている。

〔注〕

(1) 赤澤真理・伊永陽子・森田直美「宮内庁書陵部蔵『源氏類聚抄』(一)

「四七ウ

「四七オ

「四八ウ

「四八オ

「四九オ
「四九ウ

- (2) 桐壺 翻刻・解題「同志社女子大学総合文化研究所紀要三三二巻 一五〇〜一八一頁、二〇一五年七月」
 藤田勝也編『裏松固禪「院宮及私第図」の研究』中央公論美術出版、二〇〇七年、加藤悠希『近世・近代の歴史意識と建築』中央公論美術出版、二〇一五年等を参照。
- (3) 赤澤真理『源氏物語絵にみる近世上流住宅史論』中央公論美術出版、二〇一〇年。森田直美・赤澤真理・伊永陽子「源氏物語の住文化とその受容史に関する研究―理想の住空間としての建築・しつらい・作庭―」住宅総合研究財団研究論文集三七、二九七〜三〇八頁。二〇一〇年。森田直美・赤澤真理・伊永陽子「宮内庁書陵部蔵『源氏類聚抄』翻刻」瞿麦、二六、三五〜五〇頁、日本女子大学、二〇一一年。森田直美「近世後期における平安朝物語の図説化―装束関連の書を中心に―」国文学研究資料館紀要 文学研究篇、三七、一二一〜一四一頁、二〇一一年。同「宮内庁書陵部蔵『源氏問答』翻刻・解題」日本女子大学大学院文学研究科紀要、二〇、四一〜四七頁、二〇一四年。同「筑波大学付属図書館蔵『今昔物語問答』翻刻」川村学園女子大学研究紀要、二七、一六四〜一五七頁、二〇一六年。

図版

各図版の()に示した『大内裏図考証』については、『故実叢書』明治出版、一九五一年から、巻数―頁を示した。図面・絵巻物に内題がないものは、()で示した。

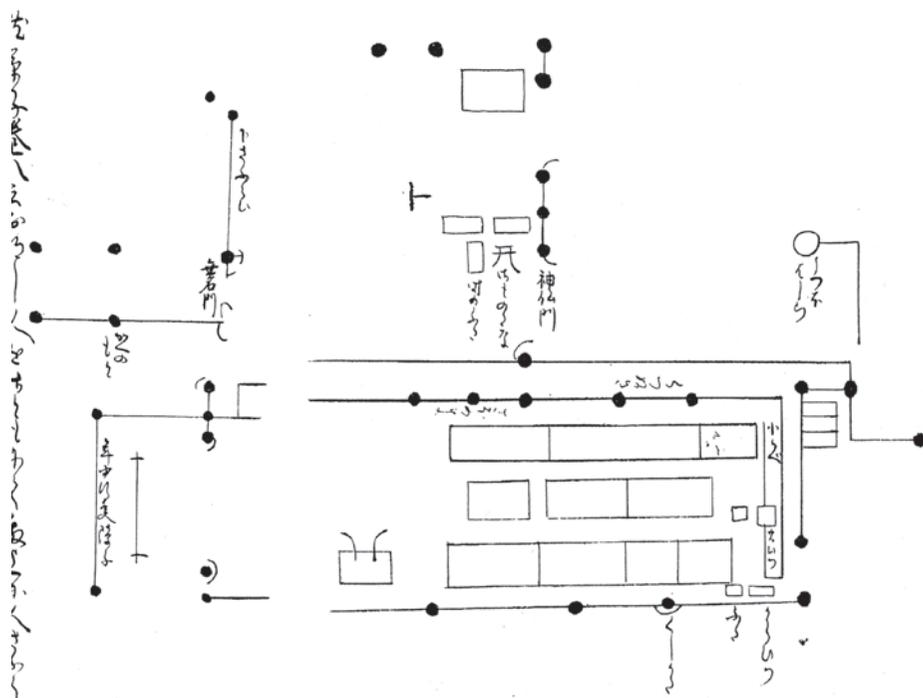


図1 (清凉殿殿上の間) (大内裏図考証 2-127、3-206)

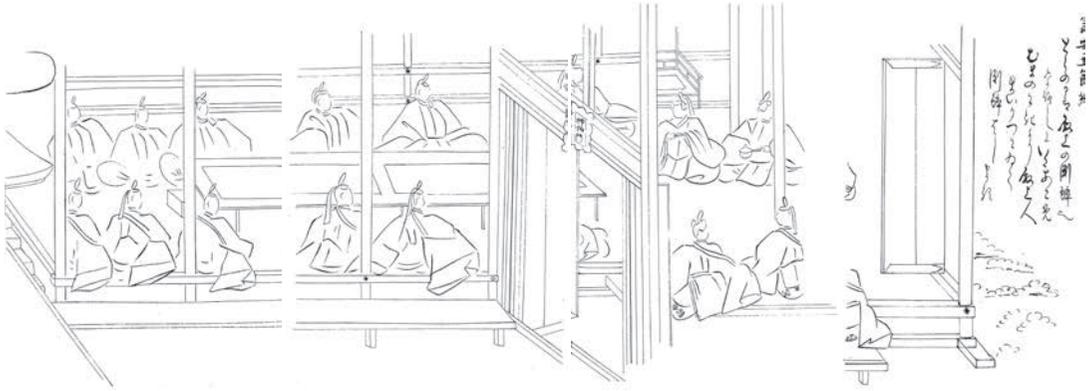


図2 承安五節絵

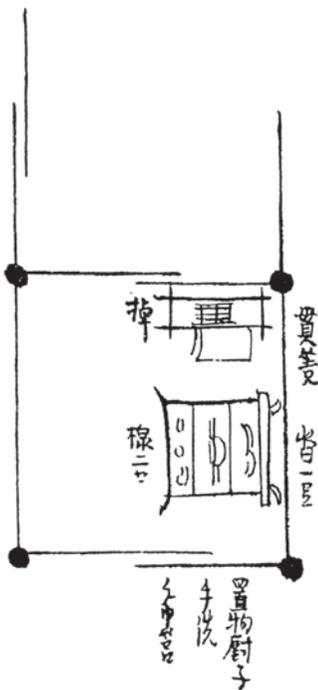


図4 東三条二棟指図

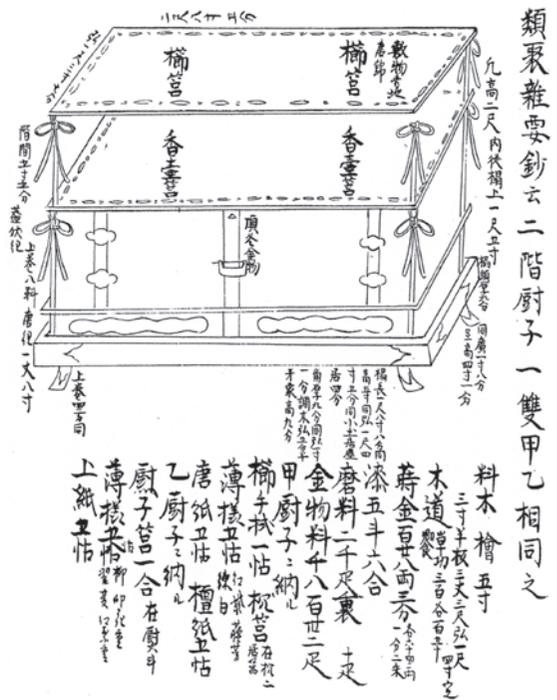


図3 類聚雜要抄二階厨子

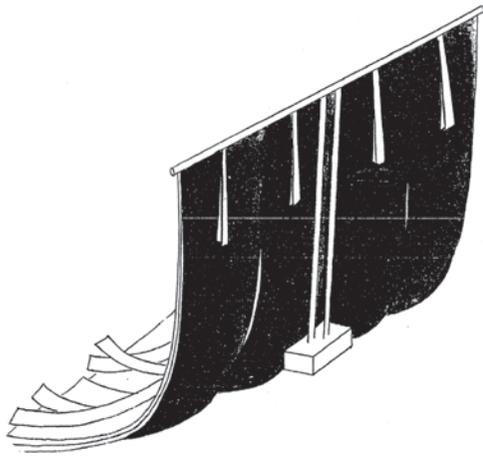


図10 几帳

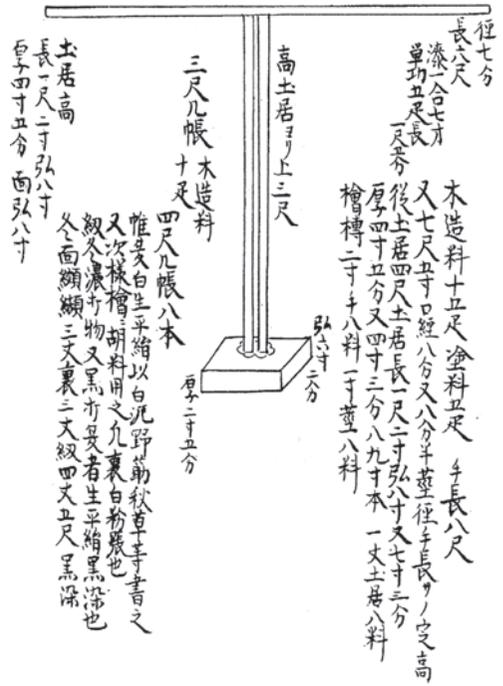


図9 類聚雜要抄几帳

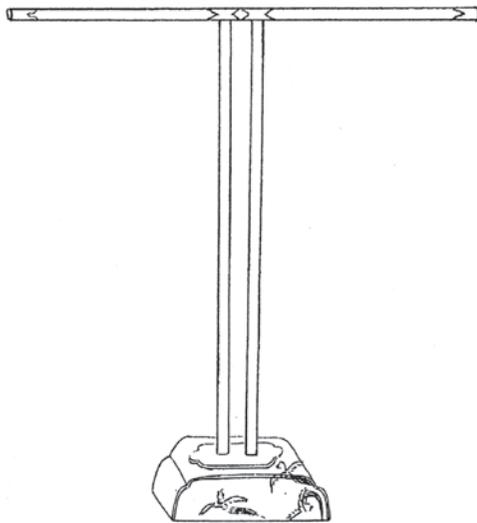


図12 類聚雜要抄云脇息



図11 洛東清水寺竹物後水尾院御几帳之圖 (大内裏図考証 2-167)



图 14 春日権現記脇息之図 (なよ竹物語絵巻)

春日
驗記
脇息之圖

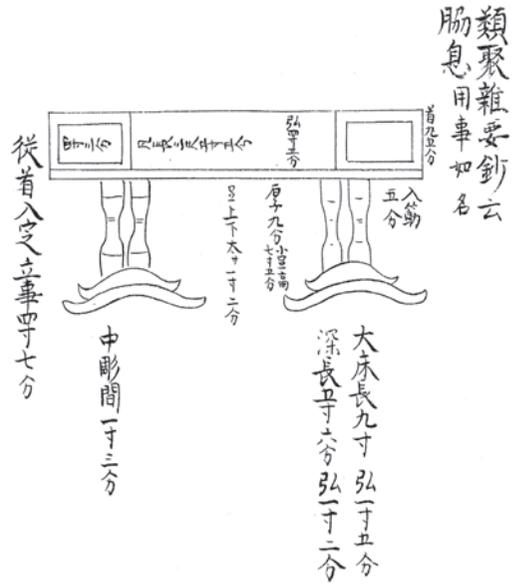


图 13 類聚雜要抄脇息



按此
脇息
甚不
古躰

鳴門
少將
脇息之圖

图 15 鳴門少將脇息之圖 按此脇息甚不古躰 (なよ竹物語絵巻)

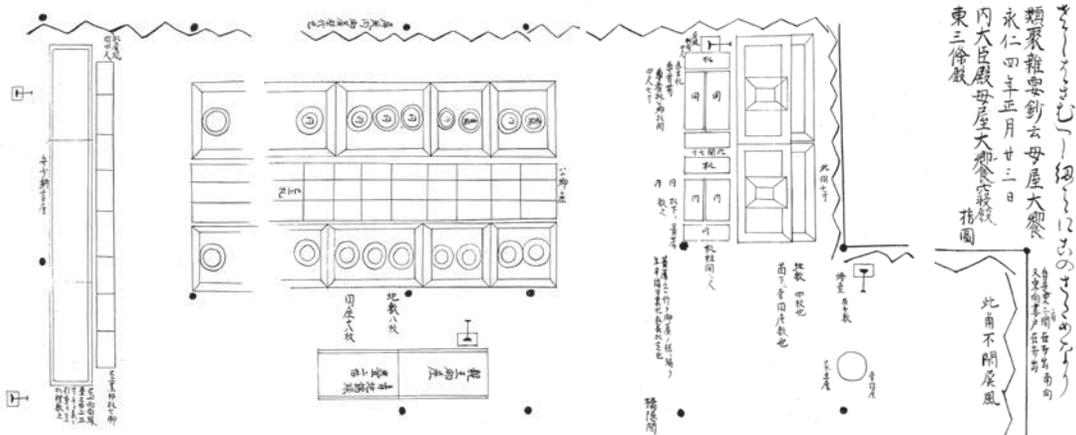


図16 類聚雜要抄母屋大饗

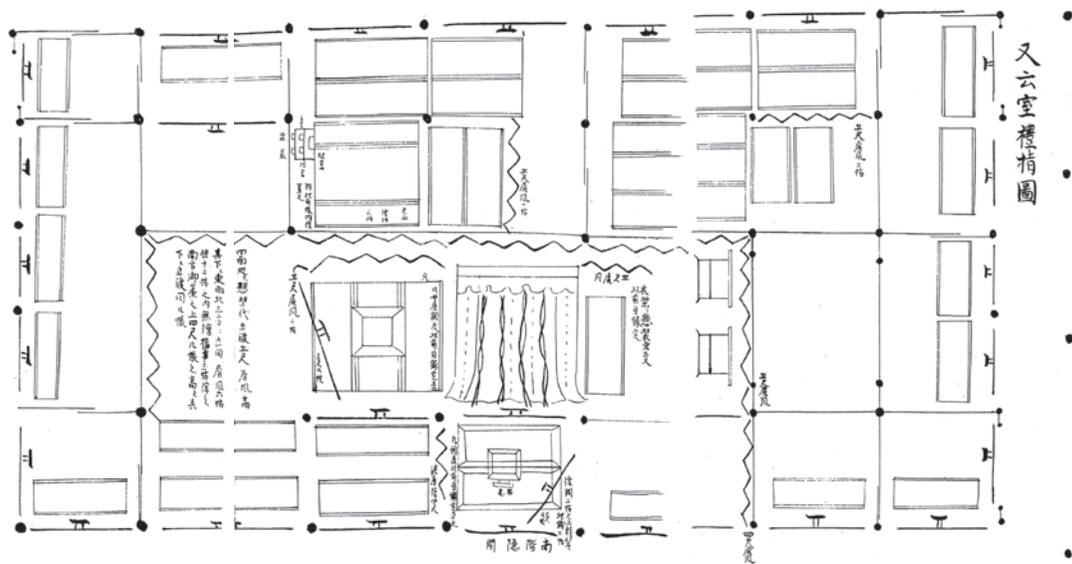


図17 類聚雜要抄室礼指圖



図 21 (小柴垣の図)

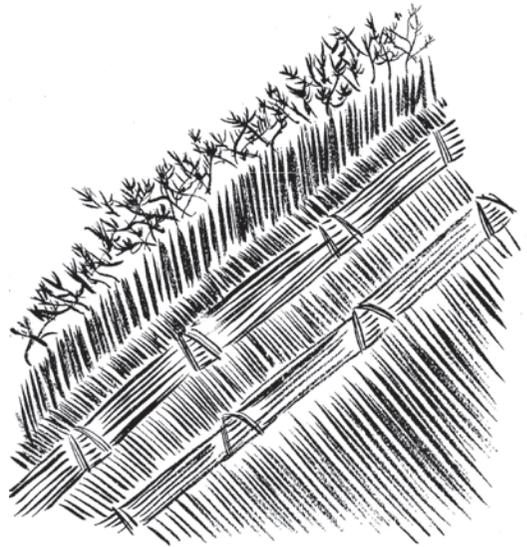


図 20 (小柴垣の図)

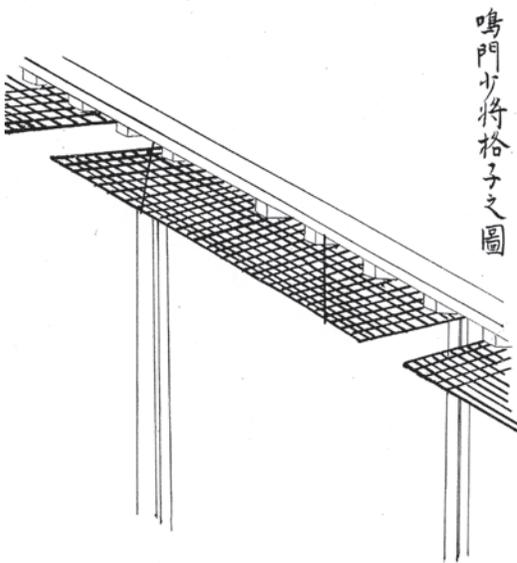


図 23 鳴門少将格子之図 (なよ竹物語絵巻三五紙)

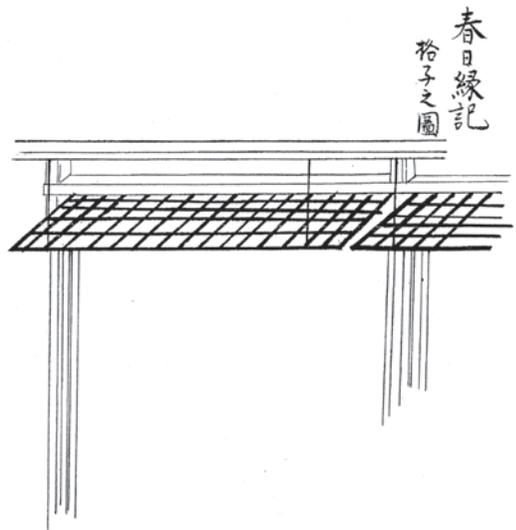


図 22 春日縁記格子之図 (春日権現験記絵巻三、四紙)



图25 鳴門少将燈籠之図 (なよ竹物語絵巻三五紙)

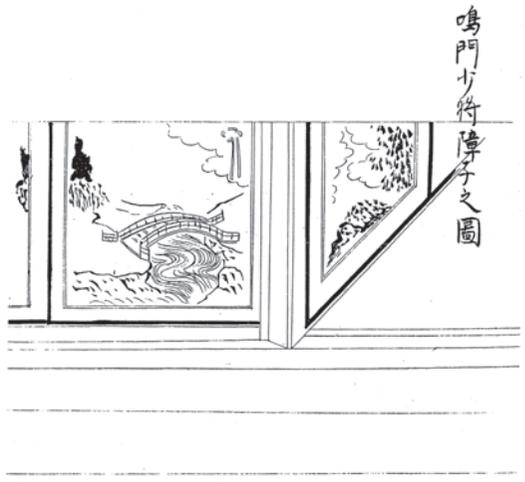


图24 鳴門少将障子之図 (なよ竹物語絵巻一二紙)

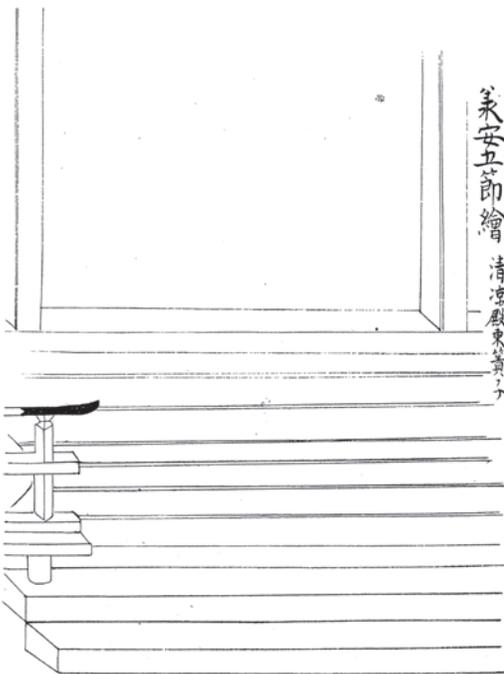


图27 承安五節繪 清涼殿東簀子

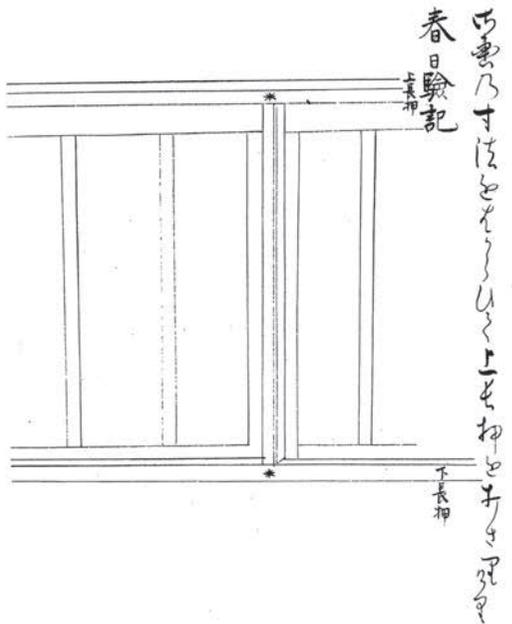


图26 春日驗記 (春日権現驗記絵) 上長押下長押